

奈良県企業立地促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、雇用の創出及び地域経済の活性化を促進することを目的として、奈良県企業立地促進条例（平成20年3月奈良県条例第45号）第6条の規定により工場等の新たな立地若しくは機能の強化を行う企業又は県内企業の技術研究開発促進若しくは地域産業集積に資する特定業務施設を設置する非営利の学術・開発研究機関に対して、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場等 次のアからエまでに掲げるものをいう。
 - ア 工場又は研究所 産業に関する分類を定める件(令和5年7月27日総務省告示256号)に定める日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）において製造業に分類される産業に係る工場又は研究所及びこれらと一体的に利用される生産又は研究関連施設をいう。
 - イ 特定の物流施設 社会資本（高速自動車国道等のインターチェンジ（予定地を含む。）、工業団地等）又は卸売市場から2kmの区域内に立地し、次の①から③までのいずれかを有する倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する倉庫であって、運送及び保管を一体的に行うもの
 - ① 物資の仕分け及び搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備
 - ② 物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム
 - ③ 流通加工の用に供する設備
 - ウ データセンター インターネット用のサーバやデータ通信等の装置を設置及び運用することに特化し、保守、運用サービス等を提供する事業所
 - エ 特定業務施設 地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2第3項の規定に基づき、知事から認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画に記載された同法第5条第4項第5号に規定される特定業務施設
- (2) 立地 工場等を県内に設置することをいう。
- (3) 立地企業 前号に規定する立地をしようとし、又は立地をした企業をいう。
- (4) 建物 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第3号に規定する家屋のうち、工場等の用に供するものをいう。
- (5) 償却資産 地方税法第341条第4号に規定する償却資産のうち、工場等の用に供するものをいう。ただし、第1号ア及びイに規定するものを立地する場合においては、生産設備等に限りリースにより設置するものを含むものとする。
- (6) 固定資産投資額 前2号に規定する建物及び償却資産の設置に要する経費をいう。
- (7) 機能強化 建物の改築、改修その他の方法により、工場等における生産又は研究開発の機能を強化することをいう。
- (8) 機能強化経費 前号に規定する機能強化に要する経費のうち、建物の改築、改修その他の工事及び償却資産の設置に要するものをいう。
- (9) 着工 立地又は機能強化のため、造成工事、建物の建築工事、機能強化に係る工事、設備の導入、雇用の確保その他の取組に着手することをいう。
- (10) 常用雇用者 工場等における従業者のうち、次のいずれにも該当する者をいう。
 - ア 雇用期間の定めのない者
 - イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項の被保険者であって、同法第7条の規定による届出により同法第9条第1項の確認を受けた者（以下「雇用保険被保険者」という。）
- (11) 常時雇用者 工場等における従業者のうち、雇用保険被保険者であって、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 期間の定めなく雇用されている者
 - イ 一定の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用される者であってその雇用期間が反復更新され、事実上上記アと同等と認められる者
- (12) 県内新規常時雇用者 当該工場等の操業に伴う新たな常時雇用者（県内に住所を有している者に限る。）又は操業に伴い県内に住所を変更した常時雇用者をいう。
- (13) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規

定する者をいう。但し、別表1の地方拠点強化促進補助金の区分における補助事業欄においては、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する者をいう。

- (14) みなし大企業 次のいずれかに該当する事業者をいう。なお、大企業とは、中小企業者以外の企業をいう。
ア 第17号に規定する親会社が大企業の中小企業者
イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウに該当する中小企業者が所有している中小企業者
オ アからウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- (15) 被災企業 東日本大震災により都道府県知事が救助を行うこととなる災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の区域又は東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故により原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項第1号の緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示のあった区域において、当該災害が発生した時において現に事業を営んでいた者であって、当該事業を営んでいた区域を管轄する市町村の長が発行する災証明書、被災証明書又はそれらに代わる証明書を提出したものをいう。
- (16) 南部・東部地域 奈良県南部・東部振興基本計画（令和3年3月）の計画の対象地域をいう。
- (17) 親会社 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社のうち、他の企業の発行済み株式の数又は出資の金額の過半数を保有している企業をいう。
- (18) 子会社 前号に規定する親会社以外の企業をいう。
- (19) 非営利の学術・開発研究機関 日本標準産業分類において学術・開発研究機関に分類される施設を設置する大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（同法第108条第3項に規定する短期大学を含む。）に限る。）、独立行政法人、公益社団法人及び公益財団法人をいう。

（補助金の区分）

第3条 補助金の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 企業立地促進補助金
- (2) 南部・東部地域振興補助金
- (3) データセンター立地促進補助金
- (4) 地方拠点強化促進補助金

（補助事業者及び補助事業）

第4条 補助金の交付を受けることのできる補助事業者及び交付の対象となる事業は、別表1のとおりとし、知事が適当と認めるものとする。この場合において、補助事業者は、第6条第3項に規定する補助事業に関する計画（以下「事業計画」という。）の認定を着工前に受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該補助事業に関し、知事が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の対象としない。ただし、第1号に掲げる事業のうち、雇用の創出及び地域経済の活性化に資するものとして知事が特に認めるものは、この限りでない。
- (1) 操業に伴い県内における既存の工場等の規模の縮小又は閉鎖を伴う事業
 - (2) 国又は県の他の補助金の交付を受ける見込みである事業又は交付を受けた事業
 - (3) 第6条第1項の規定による申請の日の属する県の会計年度の末日から過去10年以内にこの要綱に規定する補助金の交付を受けた事業が実施された敷地と同一の敷地で行う事業
 - (4) 固定資産投資額が償却資産の設置に要する経費のみである事業
- 3 親会社と子会社が共同で、第1項に規定する事業を実施する場合は、これらを1つの立地企業とみなすことができる。

（補助対象経費及び補助金額）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額は、別表2のとおりとする。ただし、補助金の額に100万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費のうち、この要綱による補助金の交付を受けた建物又は償却資産に係る経費がある場合は、当該建物又は償却資産に係る経費については、補助対象経費としない。ただし、第17条第1項の規定による補助金の交付の決定の取消しに係る建物又は償却資産に係る経費がある場合であって、当該建物又は償却資産に係る補助金の交付の決定があった額（第22条の規定により加算金又は延滞金がある場合は、その金額を含む。）について全額納付されているときは、この限りでない。

（事業計画の認定）

第6条 補助金の交付を受けようとする立地企業は、事業計画について、事業計画認定申請書（第1号様式）を、次の各号のすべてに該当する時期に知事に提出しなければならない。

- (1) 原則として着工する日の60日前まで
- (2) 4月1日から翌年の1月31日
- 2 第4条第3項に規定する親会社及び子会社が、共同で事業を実施する場合は、当該親会社及び子会社のうち、運営主体となる者が、前項の事業計画認定申請書を提出するものとする。ただし、一つの事業所において、複数の者が運営主体となる場合には、親会社が事業計画認定申請書を提出するものとする。
- 3 知事は、第1項に規定する事業計画認定申請書の提出があったときは、その内容について知事が定める基準に基づき審査のうえ、事業計画の認定又は不認定を決定し、当該申請をした立地企業に対し書面により通知するものとする。
- 4 知事は、前項の認定に当たり、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、必要な条件を付けるものとする。
- 5 第3項の認定を受けた企業（以下「認定事業者」という。）が、当該事業計画を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更（補助金の交付の目的及び条件に反しない計画の変更に限る。）については、この限りではない。
 - (1) 次のすべてに該当する変更
 - ア 第7条第1項に規定する通知後に変更するもの
 - イ 補助対象経費が20パーセント以下の増減となるもの
 - ウ 補助事業の操業開始予定日が県の会計年度の変更を伴わないもの
 - (2) その他知事が軽微と認める変更
- 6 前項の規定については、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、知事は速やかに認定事業者に通知するものとする。
- 7 認定事業者は、事業計画を廃止しようとするときは、あらかじめ、事業計画廃止承認申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付申請の上限額）

第7条 知事は、前条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の認定の通知をしたときは、当該通知をした日の属する県の会計年度の末日までに、第14条第1項及び第2項の規定による交付申請の上限額を書面により認定事業者に通知するものとする。

- 2 第14条第1項及び第2項の規定による交付申請の上限額は、第5条の規定により算出した補助金額とする。ただし、前段の第5条の規定により算出した補助金額の総額が当該年度の予算額を超えるときは、前段の規定にかかわらず、交付申請の上限額は予算の範囲において知事が定めるものとする。

（認定事業者の配慮すべき事項）

第8条 認定事業者は、当該事業計画の実施に当たり、次に掲げる事項について配慮するよう努めなければならない。

- (1) 身体障害者、知的障害者又は精神障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者及び同条第6号に規定する精神障害者をいう。）の雇用
- (2) 周辺環境との調和、周辺地域からの従業員の雇用その他地域との共生を図るための措置

（工事着手の報告等）

第9条 認定事業者は、事業計画に基づき着工したときは、速やかに工事等着手報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 認定事業者は、事業計画に記載された工事その他の取組が完了したときは、速やかに工事等完了報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

- 3 認定事業者は、事業計画に記載された工場等の操業を開始したときは、速やかに操業開始報告書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、知事は、認定事業者に対し、事業計画の実施状況を調査し、又は報告を求めることができる。

（地位の承継）

- 第10条 認定事業者の地位は、合併、分割、譲渡その他の特別な事由がある場合に限り承継することができる。
- 2 前項の規定により、認定事業者の地位を承継しようとする者は、地位承継承認申請書（第7号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、知事は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、必要な条件を付けるものとする。
 - 3 第1項の規定により認定事業者の地位を承継する者は、規則及びこの要綱に係る一切の権利及び義務を引き継ぐものとする。

（指示及び検査）

- 第11条 知事は、認定事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（状況報告）

- 第12条 認定事業者は、事業計画が予定の期間内に完了しない場合又は事業計画の遂行が困難となった場合は、速やかに書面により知事に報告しなければならない。

（事業計画の認定の取消）

- 第13条 知事は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。
- (1) 当該事業計画が、別表1に掲げる補助事業の要件に該当しないこととなったとき。
 - (2) 第6条第4項及び同条第6項前段の規定並びに第10条第2項により知事が付けた条件に違反したとき。
 - (3) 第6条第5項の規定に違反したとき。
 - (4) 第11条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
 - (5) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
 - (6) その他法令又はこの要綱に違反したとき。

（補助金の交付の申請）

- 第14条 認定事業者は、補助金の交付の申請をする場合は、交付の申請が可能となつてから速やかに、奈良県企業立地促進事業補助金交付申請及び事業実績報告書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 認定事業者が、別表1で定める南部・東部地域振興補助金の要件を満たす場合、前項の規定による交付の申請において、別表2で定める南部・東部地域振興補助金の加算額を加算して申請することができる。

（補助金の交付）

- 第15条 知事は、前条の規定による書類を受理し適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び補助金の額の確定を通知し、補助金を交付する。
- 2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、必要な条件を付けるものとする。
 - 3 知事は、第1項の規定により補助金を交付するに当たっては、最長10か年で分割して行うことができる。
 - 4 知事は、前項の規定による分割年数及び交付年度ごとの補助金の額について、補助事業者（第10条第1項の規定により認定事業者の地位を承継した者を含む。以下同じ。）の同意がある場合に限り、第1項に規定する補助金の交付の決定及び補助金の額の確定後に変更することができる。この場合において、知事は変更後の分割年数及び交付年度ごとの補助金の額を通知するものとする。
 - 5 第1項及び第3項の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、交付の決定及び額の確定の通知において定められた補助金額（分割交付の場合は指定された交付年度ごとの補助金の額）を、請求書（第9号様式）により請求することができる。

(申請の取下げ)

第16条 前条第1項の規定による補助金の交付の決定及び補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による補助金の交付の決定及び補助金の額の確定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第17条 知事は、規則第15条に定めるほか、補助事業者が次のいずれかに該当すると認められるときは、前条に規定する補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業の完了した日の属する県の会計年度の末日の翌日から10年以内に、正当な理由によることなく補助事業の対象となった工場等の操業を休止したとき。
- (2) 第11条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (3) 第15条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) その他法令又はこの要綱に違反したとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部を取り消した場合は、当該補助金について、第6条第1項の規定による事業計画の認定を取り消したものとみなす。

(補助金の返還)

第18条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金に係る書類の保存)

第19条 補助事業者は、補助金の収支に係る帳簿を備え、領収書等の証拠書類を整理し、補助金の交付の完了した日の属する県の会計年度の末日の翌日から5年間は、これを保存しなければならない。

(財産の管理)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）に係る台帳を備え、その保管状況を明らかにするとともに、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第21条 規則第20条ただし書きに規定する知事が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定める耐用年数とする。

- 2 規則第20条第2号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が100万円以上の機械及び器具とする。
- 3 規則第20条第3号の知事が定める財産は、前項に規定する機械及び器具以外で取得価格又は効用の増加価格が100万円以上の取得財産等とする。
- 4 補助事業者は、規則第20条各号に規定する処分を制限された財産について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（第10号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、取得財産等の機能の維持、回復又は強化を図るための改造を行う場合その他これらに準ずる場合には、補助金の交付の目的に反しない使用として、財産処分には該当せず、この条の規定は適用しないものとする。
- 5 知事は、前項の承認に当たり、必要があると認めるときは、必要な条件を付けるものとする。
- 6 第4項の承認を受けた補助事業者は、取得財産等を処分した後、14日以内に財産処分報告書（第11号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出し、取得財産等の処分が完了したことを報告しなければならない。
 - (1) 取得財産の処分の内容を証する書類の写し
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 7 知事は、前項の規定による報告を受けて、補助金の全部又は一部を返還させる必要があると認めるときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 8 知事は、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができるものとする。

(加算金及び延滞金)

第22条 補助事業者は、第18条並びに前条第7項の規定により補助金の返還を命じられたときは、規則第17条の規定に基づき計算した加算金及び延滞金を県に納付しなければならない。

(調査及び報告等)

第23条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する県の会計年度の末日の翌日から10年間は、知事の求めに応じ、操業状況報告書(第12号様式)により操業状況を報告しなければならない。

2 補助事業者は、第17条第1項に該当する場合は、速やかに知事にその旨を報告しなければならない。

(その他)

第24条 この要綱の施行に際し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成23年3月31日までに着工した事業については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成23年5月23日から施行する。

2 平成23年5月22日までに着工した事業については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年3月31日までに着工した事業については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度に交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度に交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度に交付する補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の奈良県企業立地促進事業補助金交付要綱別表2の企業定着促進補助金の補助率及び補助限度額の欄については、平成28年4月1日以後に着工する事業について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度に交付する補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の奈良県企業立地促進事業補助金交付要綱別表1の補助事業者の欄及び補助事業の欄については、平成30年4月1日以後に着工する事業について適用する。

附 則

1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

- 2 改正後の奈良県企業立地促進事業補助金交付要綱別表1の補助事業者の欄及び補助事業の欄については、平成31年4月1日以後に着工する事業について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の奈良県企業立地促進事業補助金交付要綱別表1の補助事業者の欄及び補助事業の欄については、令和2年4月1日以後に着工する事業について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日から令和5年3月31日までに認定を受ける事業計画について適用する。
- 2 令和4年3月31日までに認定を受けた事業計画については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に認定を受ける事業計画について適用する。
- 2 令和5年3月31日までに認定を受けた事業計画については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に認定を受ける事業計画について適用する。
- 2 令和6年3月31日までに認定を受けた事業計画については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年11月1日から施行し、同日以後に認定を受ける事業計画について適用する。
- 2 令和6年10月31日までに認定を受けた事業計画については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に認定を受ける事業計画について適用する。
- 2 令和7年3月31日までに認定を受けた事業計画については、なお従前の例による。

別表 1

補助事業者及び補助事業

区 分	補 助 事 業 者	補 助 事 業
企業立地促進補助金	立地企業のうち、中小企業者（みなし大企業を除く）であって第2条第1号ア及びイのもの	新たな立地又は機能強化に係る事業のうち、事業計画の認定を受けた日から1年以内に着工し、かつ、着工の日から起算して原則として3年（固定資産投資額（※注2）のうち消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額が50億円以上の事業にあつては、5年）以内（※注1）に操業を開始する事業で、操業を開始する日までの固定資産投資額（※注2）が6億5千万円以上（南部・東部地域における立地については4億円以上）である事業
南部・東部地域振興補助金	立地企業のうち中小企業者（みなし大企業を除く）であって第2条第1号ア及びイのもの	新たな立地に係る事業のうち、事業計画の認定を受けた日から1年以内に着工し、かつ、着工の日から起算して原則として3年（固定資産投資額（※注2）のうち消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額が50億円以上の事業にあつては、5年）以内（※注1）に操業を開始する事業で、次のアからウまでのいずれにも該当するもの ア 南部・東部地域において立地する事業 イ 企業立地促進補助金の事業計画の認定を受けた事業 ウ 操業を開始する日までの固定資産投資額（※注2）が5億円以上である事業
データセンター立地促進補助金	立地企業のうち第2条第1号ウのもの	新たな立地に係る事業のうち、事業計画の認定を受けた日から1年以内に着工し、かつ、着工の日から起算して原則として3年以内（※注1）に操業を開始する事業で、次のア及びイのいずれにも該当するもの ア 操業を開始する日までの固定資産投資額（※注2）が5億円以上である事業 イ 操業を開始する日までの県内新規常用雇用者の数が10人以上で、かつ、当該工場等を操業したことに伴って増加した県内の事務所又は事業所における総従業員数が10人以上である事業
地方拠点強化促進補助金	立地企業のうち第2条第1号エのもので、次のいずれかに該当する企業 ア 常用雇用者の数が100人以上の企業 イ 県内企業の技術研究開発促進、地域産業集積に資するものとして知事が認めるものであって非営利の学術・開発研究機関	新たな立地に係る事業のうち、事業計画の認定を受けた日から1年以内に着工し、かつ、着工の日から起算して原則として3年以内（※注1）に操業を開始する事業で、次のア及びイのいずれにも該当するもの ア 操業を開始する日までの固定資産投資額（※注2）が3千5百万円以上（中小企業者においては、1千万円以上）である事業 イ 操業を開始する日までの県内新規常時雇用者の数が5人以上（中小企業者においては、1人以上）で、かつ、当該特定業務施設を操業したことに伴って増加した県内の事務所又は事業所における総従業員数が5人以上（中小企業者においては、1人以上）である事業

※注1 国に対する医薬品製造販売承認申請及び許認可並びに、県に対する医薬品製造販売許可、医薬品製造業許可の申請及び許認可に係る期間を除く。

※注2 第2条第5号ただし書きに規定するリースによるものの設置に要する経費は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた物件価額から残価設定額を差し引いた額（以下「リース対象経費」という。）とする。ただし、当初リース契約期間が60ヶ月を超える場合は、リース対象経費をリース契約月数で除して得た額に60を乗じた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を上限とする。

補助対象経費及び補助金額

区分	種目	補助対象経費	補助率	補助金額
企業立地促進補助金	固定資産投資額	固定資産投資額（※注）のうち消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額	100分の10 （被災企業の工場等は100分の15）	補助対象経費に補助率を乗じて得た額を算出し、その額と2億円とを比較して少ない方の額を上限として知事が定める額
南部・東部地域振興補助金	加算金	消費税及び地方消費税に相当する額を除いた固定資産投資額（※注）が5億円以上かつ10億円未満の場合	—	1,000万円
		消費税及び地方消費税に相当する額を除いた固定資産投資額（※注）が10億円以上の場合	—	2,000万円
データセンター立地促進補助金	固定資産投資額	固定資産投資額（※注）のうち消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額	100分の5	補助対象経費に補助率を乗じて得た額を算出し、その額と2億円とを比較して少ない方の額を上限として知事が定める額
地方拠点強化促進補助金	固定資産投資額	固定資産投資額（※注）のうち消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額	100分の10	補助対象経費に補助率を乗じて得た額を算出し、その額と1億円とを比較して少ない方の額を上限として知事が定める額

※注 第2条第5号ただし書きに規定するリースによるものの設置に要する経費は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた物件価額から残価設定額を差し引いた額（以下「リース対象経費」という。）とする。ただし、当初リース契約期間が60ヶ月を超える場合は、リース対象経費をリース契約月数で除して得た額に60を乗じた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を上限とする。